

療養通所介護

活用ガイド



財団法人 日本訪問看護振興財団

はじめに

最近は、病院での入院期間が短くなり、余儀なく自宅での療養生活が始まる高齢者が増えています。なかには医療的な処置が必要で、常に誰かが見守っていなければならぬ高齢者も少なくありません。介護を受ける本人も、介護を担う家族も「医学の知識がないのに本当に介護できるのだろうか」という不安をもち、精神的に大きな負担となります。

そんなときに利用していただきたいのが「療養通所介護」です。介護保険で利用できる居宅サービスのひとつである「通所介護（デイサービス）」の新たなサービスとして、2006年4月の介護保険制度改正で新設されました。

一般に、医療依存度が高い方の場合、デイサービスを利用したくても、「医療的処置に対応できるスタッフがいない」という理由で断られるケースが多かったのですが、そうした方を対象に提供するサービスです。看護師が状態を見守りながら医療的ケアを行うので、状態が急変したときも安心です。

それまで通院以外は外出することがなかった方にとっては、気分転換になるだけでなく、社会との接点をもつことで生きる意欲につながります。実際、看護師や専門職の手厚いケアを受け続けることによって、精神状態や身体状況が改善したというケースは多くみられます。また、介護している家族は、安心して休息時間がとれるようになるので大いにリフレッシュでき、介護の負担が減ります。

そこで「療養通所介護」とはどういうサービスなのか、事例や利用者の声もまじえて、わかりやすくまとめました。ひとりでも多くの方のお役に立てば幸いです。

「療養通所介護」活用ガイド 目次

はじめに 2

知識編

● 「療養通所介護」って、なあに？ 4

* 通所リハビリ（介護予防通所リハビリ）

* 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

● どんな人が利用できるの？ 5

* 気管切開 * 胃ろう * 中心静脈栄養法 * 膀胱留置カテーテル

● どこで誰がケアしてくれるの？ 6

● どんなことをしてもらえるの？ 7

● 1日のスケジュールは、どんな感じ？ 8

● 利用するには、どうすればいいの？ 9

ワンポイントアドバイス ● 療養通所介護を利用すれば、入浴できます。

事例編

● Aさんのケース

看護師ならではの『気づき、で胃ろうでも口から食べる喜びを得た』 10

ワンポイントアドバイス ● 介護から離れる時間をもつことも大事です。 11

* 誤嚥性肺炎 * 口腔ケア 12

Aさんのケースから皆さまに伝えたいこと 14

● Bさんのケース

看護師が見守ってくれるという安心感と信頼感がうつ状態を改善する 15

* 肺梗塞 * 酸素療法（在宅酸素療法） 16

ワンポイントアドバイス ● 週に1回でも楽しみをもちましょう。 18

Bさんのケースから皆さまに伝えたいこと 19

● 利用者ご家族からの声 20

* 多系統萎縮症 * 脊髄小脳変性症 * 進行性核上麻痺 21

● 療養通所介護事業所のリスト 22

「療養通所介護」って、なあに？

新しく設定された通所介護サービス

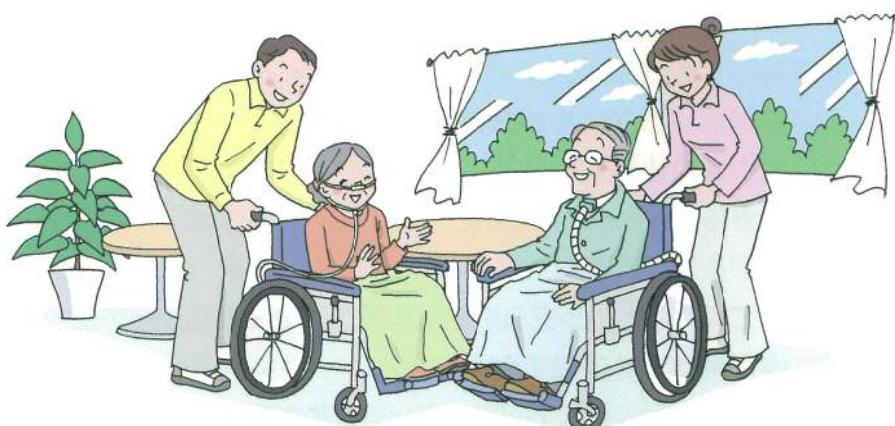
介護保険を使って受けられるサービスには、自宅に訪問してもらって受けれる訪問系サービスと、施設に通って受ける通所系サービスがあります。通所系サービスには、「通所介護」^{*}「通所リハビリ」^{*}「認知症対応型通所介護」などがあります。

このうち「通所介護」に含まれるサービスのひとつとして新たに誕生したのが「療養通所介護」です。

一般のデイサービス(通所介護)との違い

「通所介護」とは、要支援または要介護の認定を受けた方が自宅から施設に通い、食事や入浴、機能訓練などを受ける日帰りサービスで、デイサービスと呼ばれるものです。

「療養通所介護」もデイサービスですが、一般のデイサービスとの違いは、医療ニーズが高く、より多くの介護が必要な方が対象であること、そして、医療に関する専門的な知識をもつ看護師と生活を支援する介護職員が協力して対応するという点です。



*通所リハビリ(介護予防通所リハビリ)

要支援・要介護の認定を受けた方が施設に通い、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士によるリハビリを受けることができる。デイケアともいう。

*認知症対応型通所介護

(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症があり、要支援・要介護の認定を受けた方が施設に通い、食事や入浴などのサービスを受けることができるデイサービス。

どんな人が利用できるの?

難病や末期がんの方、***気管切開**をしている方、***中心静脈栄養法**をしている方、***胃ろう**を造設している方、***膀胱留置カテーテル**をついている方など、医療的ケアが必要な要介護者が利用できます。

利用者の特徴

医療ニーズと介護ニーズを併せもつ中重度者

1

2

3

「介護保険サービスにおける看護提供体制のあり方に関する調査研究事業報告書(平成18年3月)」日本訪問看護振興財団

*気管切開

口と鼻で呼吸するのが困難な場合、のどから呼吸できるように、のどに穴を開けて気管カニューレという器具を装着する。

*中心静脈栄養法

口から栄養を摂取できない場合に、胸の静脈などにカテーテルというチューブを挿入して、高カロリーの栄養を注入する方法。

*胃ろう

口から栄養を摂取できない場合に、おなかに小さな穴を開けてカテーテルを挿入し、水分や栄養を胃に直接入れる方法。

*膀胱留置カテーテル

排尿障害などで尿が出ない場合、膀胱にカテーテルを挿入して尿を出す。

どこで誰がケアしてくれるの?

療養通所介護事業所は、2010年3月末現在、全国で65カ所あります。訪問看護ステーションや老健施設に併設されていたり、あるいは近くに設置されていることが多い、床面積は1人あたり6.4m²以上で、療養通所介護専用の部屋があります。

●看護師を中心としたケアスタッフ

管理者は、訪問看護の経験がある看護師です。併設されている訪問看護ステーションの管理者と兼務している場合もあり、必要に応じて、訪問看護ステーションに所属している看護師や理学療法士、作業療法士が駆けつけることもあります。

●利用者1.5人を職員1人で見守る

療養通所介護の利用定員は8人以内。看護・介護職員1人あたりがかかる利用者数は1.5人で、必ず専従の看護師1人が配置されます。ほぼマンツーマンの対応なので、利用者の状態に応じたきめ細かい看護と介護が受けられます。

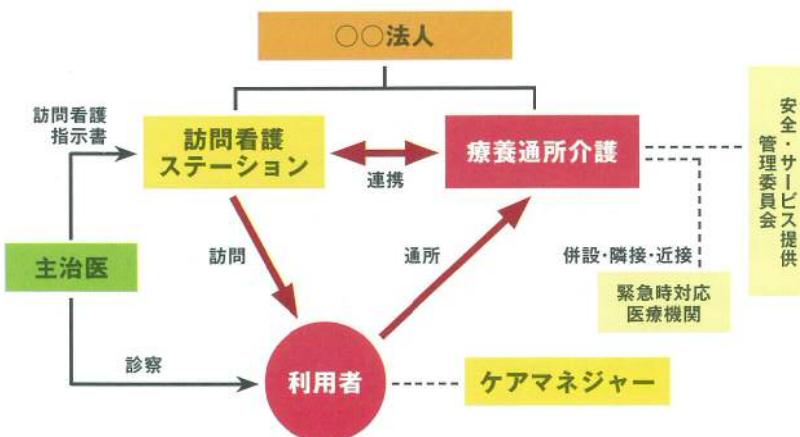
●急変時の対応もスピーディ

利用者の主治医はもちろん、緊急時対応医療機関とも連携しているので、病状が急変したときの対応も安心です。さらに利用者の安全を守り、サービスの質を向上するため、6カ月に1回以上、安全・サービス提供管理委員会を開催しています。

●利用料(介護度に関係なく) *地域によって異なります

3~6時間の利用で、1回1000円

6~8時間の利用で、1回1500円



どんなことをしてもらえるの？

看護師の観察のもと、個別に食事や入浴など日常生活のお世話をしたり、関節を動かすなどのリハビリを行います。

また、一般の通所介護の送迎の場合、数名の利用者と運転手、ケアスタッフが同乗しますが、療養通所介護の場合は、送迎も個別に行われます。利用者ごとに医療器具などの管理が異なるため、基本的には利用者1人と運転手、看護師1人が同乗します。

朝出かけるとき、療養通所介護事業所にいる間、自宅に帰るまで、その日の健康状態のチェックや医療器具の交換、状況の変化などを看護師が常に見守ってくれるので安心して過ごすことができます。

療養通所介護の特徴

医療ニーズのある要介護者が利用しています

医療的ケアが必要で介護度が重く、看護師による観察が必要な方専用の通所介護なので、家にこもらざるをえなかつた方でも外出でき、思い思いに過ごすことができます。

訪問看護で顔なじみの看護師がケアをします

訪問看護と療養通所介護の両方に従事している看護師が多いのも特徴。利用者の経過がわかっている顔なじみの看護師のケアを受けることができます。

利用者のペースでケアを受けられます

少人数制なので、利用者のペースにあわせて、できる範囲で体を動かしたり、おしゃべりをしたりするなど、楽しくケアを受けられます。

1日のスケジュールは、どんな感じ?

1日のスケジュールや利用回数は、障がいの程度や利用者のサービス利用限度額などにあわせて設定します。

70歳・女性の場合

- 要介護5。脳梗塞の後遺症で、自由に体を動かすことができない。
- 口から食べたり、話をすることができない。
- 気管カニューレと胃ろう（P5参照）をつけています。
- 療養通所介護を週2回、訪問看護を週3回利用。

| 時間 | |
|-------|---------------------|
| 9:00 | お迎え |
| 9:30 | 事業所に到着 |
| 10:00 | 休憩 水分補給 おむつ交換 |
| 10:30 | 入浴介助 |
| 11:00 | 水分補給 休憩 |
| 12:00 | 経管栄養介助 |
| 13:00 | 休憩 |
| 14:30 | おむつ交換 |
| 15:00 | リハビリ |
| 15:30 | お送り |

看護師が付き添う車で、家まで迎えに来てもらいます。

痰の吸引や体調の確認をしてもらいながら過ごします。

のどから水が入らないように注意してもらい入浴します。

理学療法士がつくったリハビリメニューに沿って、足の関節を曲げ伸ばす練習をします。

利用するには、どうすればいいの？

●ケアプランに組み入れる

療養通所介護を利用するには、ほかの介護保険サービスと同様に、ケアマネジャー（介護支援専門員）に相談し、ケアプラン（居宅サービス計画）に組み入れてもらいます。家族が作成して市区町村の介護保険課に届ける方法もあります。

●ケアマネジャーを選ぶ場合

要介護認定の通知と一緒に送られてくる「居宅介護支援事業所」の一覧リストの中から、自宅近くの事業所に所属しているケアマネジャーを選びます。リストだけで選べないようなときは、地域包括支援センターや在宅介護支援センターに相談するとよいでしょう。

●医療的ケアのニーズが高い場合

医療的ケアの必要性が高い場合、主治医か病院の医療相談室（医療社会福祉部、ソーシャルワーカー室など病院によって名称は異なります）でケアマネジャーを紹介してもらうと、医療と介護の連携がスムーズに行われることもあります。

ワンポイント アドバイス

療養通所介護を利用すれば、入浴できます。

入浴は、心身の健康をうながす大切な要素ですが、医療的ケアが必要な場合、一般的な通所介護では、入浴できないことも少なくありません。そんなときは、通所介護を利用して、週1回、療養通所介護を利用して入浴するという方法があります。

ケアマネジャーに相談して、ケアプランの変更をしてもらいましょう。また、訪問看護サービスを利用している場合は、訪問看護師に相談を。ケアマネジャーに連絡してくれます。

Aさんのケース

看護師ならではの『気づき、で 胃ろうでも口から食べる喜びを得た

60歳代の男性／要介護5 ●神経難病

▶ 自宅で好きなように療養生活を続けたい

A氏は、物書きという職業柄、自分の世界観をもっているようで、家族とともに過ごすというよりは、自分の部屋でテレビを見たり、這いずって家の中を動きまわったりして、自分なりの自由な生活を送っていました。施設に入り、ベッドの上や車椅子で過ごすことは、自由のない生活を強いられることがだという気持ちが強く、できる限り、自宅での療養生活を続けたいと希望していました。

A氏を介護していたのは、妻と隣の家に住む母親。D訪問看護ステーションから週3回の訪問看護を受けながら在宅療養をしていました。

▶ 介護力不足で療養通所介護を利用することに

母親が転倒し、A氏の介護ができなくなった頃、長女が出産し、妻は孫の世話に明け暮れるようになりました。無理がたたったのか、胃を悪くし病院へ通院しなければならず、妻は多忙を極めるようになりました。その結果、しだいにA氏にかける時間が減り、A氏は自宅にいながら『家庭内独居』のような生活になりました。

ぎりぎりの介護体制で、施設入所も選択肢のひとつとして考えなければいけないと考え始めたとき、D訪問看護ステーションの看護師らは、A氏に療養通所介護の利用を提案しました。

A氏は、短期入所（ショートステイ）やデイサービス、訪問入浴を利用することには否定的でしたが、D訪問看護ステーションが運営するD療養通所介護事業所ならばいいと決心し、療養通所介護を利用することになりました。

▶ 本人も家族も明るさを取り戻す

療養通所介護でのA氏は、「しかたなく来ているんだ、ひとりでテレビを見させてくれ」と、個室でテレビを見てばかりいました。ひとりで自由に過ごすというA氏の生活パターンを尊重し、看護師と介護職員は、A氏とは時間をかけてかかわっていくことにしました。

あるとき、自宅での経過をみてきた看護師は、A氏は自分の存在価値を見失いかけているのではないかと推察。職員らとともにA氏が興味をもつことをさぐり、言葉をかけ、会話をもとうと心掛けました。野球が好きだとわかれば、一緒に試合を応援したり、車が好きだとわかれば車の話題をもちかけました。しだいにA氏は笑顔を見せるようになり、話しかけると返事をするようになりました。

一方、A氏が療養通所介護を利用している日は、妻は時間を気にせずに孫の世話をしたり、通院したり、思うように過ごすことができるようになりました。



ワンポイント アドバイス

介護から離れる時間をもつことも大事です。

医療的ケアが必要な人を介護していると、買い物に行ったり、ちょっと散歩に出かけるといったことも簡単にはできません。無理を続けて介護に疲れてしまわないうちに、休息する時間をもつ工夫をしましょう。

介護から一時的に開放する援助をレスパイト・ケアといいますが、療養通所介護を利用すると、その間に介護の手を休めることができます。

▶ 誤嚥性肺炎で入院となり、胃ろうを造設

このままでいけば在宅療養が安定するだろうと誰もが思っていた矢先、A^{*} 氏は誤嚥性肺炎で入院。本意ではないものの、胃ろうを造設して退院しました。

退院後、療養通所介護を再開。A氏が残りの人生をいかに楽しめるかが重要だと考えた職員らは、今まで以上にA氏に話しかけるようにしました。

胃ろうについては、「栄養が十分に摂取できれば体力がついて、テレビを楽しむ時間も増える」「胃ろうをつけていても、口から摂取できる（経口摂取）」ということを伝えました。A氏は納得したようで、胃ろうをつけた生活を受け入れ、大好きなジュースで作ったゼリーをたまに口から食べる楽しみをもつようになりました。

▶ 療養通所介護の手厚いケアが意欲を引き出した

ところが、再びA氏は誤嚥性肺炎を起こし入院。その後、退院しましたが、経口摂取は禁止されました。そして療養通所介護の利用を再開しましたが、A氏はゼリーを食べる楽しみがなくなったせいか、あまり話さなくなりました。そこでA氏が再び経口摂取できるようにと、看護師は病院の主治医に相談したうえで口腔ケアを1日2回行い、開口障害を治すために嚥下リハビリテーションを実施。状態は随時、主治医に報告し、経口摂取を再開するタイミングを計っていました。

また、職員がA氏にリハビリを行う意味や、メリットやデメリットをていねいに説明したところ、A氏も何のために我慢が必要なのか、何のためにリハビリが必要なのかを理解するようになりました。A氏の認識が変わり、自分から努力しようという意欲を見せるようになりました。

*誤嚥性肺炎

飲み込む機能や咳をする力が弱まると、口の中（口腔）の細菌などが誤って気管に入り込み、肺炎を起こす。気管切開やマヒなどで全身状態が低下している高齢者は発症しやすい。

*口腔ケア

誤嚥性肺炎などを予防したり、口から食べたり、会話をスムーズにするために役立つのが口腔ケア。口の中の衛生状態を改善するだけでなく、食べたり飲み込んだりする（嚥下）機能を改善する。

▶ 看護師のきめ細かい観察がなければできないケア

「それにしても、なぜ誤嚥性肺炎を起こしたのだろうか」。A氏の楽しみができるだけ長く確保するためにも、誤嚥性肺炎の再発を防ぐためにも、この疑問を解明する必要があると考えた看護師は、妻を交えて話し合いました。

わかったことは、「妻は「夜中にA氏がゼリーをほしがったため、少量のゼリーを与えた」ということ。A氏は夜中にもうろうとしながらゼリーを経口摂取していたことがわかりました。さらに看護師は、「では、なぜ夜中にゼリーを食べたくなったのか」という疑問をもち、妻に話を聞きました。すると「夫は夜型の生活をしていた」「体格がよく食欲が旺盛だった」ことも判明。そこでラコール（経腸栄養剤）^{けいとうよう}の注入を18時から21時に変更したところ、A氏は夜中にゼリーをほしがることなく、朝まで熟睡するようになりました。

また、水分の摂取量や摂取方法を見直し、それまで妻が夜中に注入していたクランベリージュースを、昼間に注入。日中に1日の水分量を確保したことで、夜中に注入する必要がなくなり、妻の介護負担を軽減できました。

このようなケアは、療養通所介護の際に、A氏の日中の水分注入量や排尿変化のパターンを、看護師がきちんと観察していたからこそできるのです。



Aさんのケースから

皆さまに伝えたいこと

●長時間にわたる観察だからこそできる指導

誤嚥性肺炎による入院をきっかけに、A氏の栄養・水分摂取、生活リズムの見直しを行いましたが、こうした発見は、1時間程度の訪問看護だけでは、なかなかできないものです。日中のある程度の時間、看護師が付き添って観察を行う療養通所介護ならではの成果です。その後、A氏は誤嚥性肺炎を発症することはありません。

また、A氏の生活行動パターンを把握していることによってタイミングよくケアできるので、心身の安定につながります。さらに介護者の介護負担を軽減する適切な指導もできます。

●療養通所介護と訪問看護の連携によるケアができる

現在、A氏は在宅療養を長く続けるために、他事業所の短期入所生活介護も利用しています。短期入所生活介護の利用中にはスキントラブルを起こすことがあります、療養通所介護と訪問看護の両方でケアを行うことによって早期の治癒ちゆにつながっています。

●手厚い看護と介護を通して信頼関係が深まる

A氏は這うことも困難になり、明らかに病状は進行していますが、リハビリに取り組む意欲は継続されています。楽しみにしているゼリーの経口摂取を再開できるよう、主治医と看護師が連携をとってケアにのぞんでいることを理解しており、A氏も希望をもっています。

通所や短期入所については相変わらず否定的ですが、「D療養通所介護なら行く」と言います。A氏にとって療養通所介護は、自分が尊重され、安心して療養するために必要な場所となっています。

Bさんのケース

看護師が見守ってくれるという 安心感と信頼感がうつ状態を改善する

70歳代の女性／要介護4 ●肺梗塞・認知症・うつ病

▶ 呼吸困難なうえ、認知症、うつ病も発症

Bさんは、^{*}肺梗塞（*の解説は16ページ）を2度起こした結果、呼吸器の機能が低下。呼吸困難のため、在宅酸素療法をしながら療養していましたが、それでも体を少し動かすだけで息が苦しくなり、口でハーハーと呼吸をし、唇が紫色になります。トイレに行こうとすると、息苦しさから四つばいとなり、トイレのあとは身動きさえできなくなります。

また、認知症のため、酸素を吸うことの理解ができず、鼻から酸素チューブをとってしまうこともあります。さらに、うつ病を発症し、悲観的なことばかり話すようになりました。

▶ 機能回復と介護負担を減らすために

Bさんは、ご主人と二人暮らし。訪問介護を週に2回、訪問看護を週に3回利用していました。ホームヘルパーや訪問看護師が来ている1時間は、あつという間に過ぎます。心臓病などの持病があるご主人は、安心して通院することもできず、家にいてもゆっくりくつろげる気分にはなれません。このままの状態を続けていくことは、ご主人にとってもBさんにとっても大きな不安でした。

そこでご主人は、訪問看護師に相談。週に2回、訪問看護ステーションに併設された療養通所介護を利用することになりました。

担当になった看護師は、Bさんが体を動かせるようになり活動範囲を広げること、精神的に安定できるようになること、ご主人の介護負担を少しでも減らすことを目標にしました。

▶ 体調や呼吸の状態を常に観察し、緊急対応の準備も万全

Bさんの療養通所介護は、こんな具合です。

朝9時半。療養通所介護事業所から、看護師と介護職が同乗した軽自動車がBさんを迎えてきます。軽自動車のドアは90度に大きく開くので、車椅子を車のシートの横にぴったりつけることができ、乗り降りするときの介助が楽にできます。

「Bさん、お迎えにきましたよ」と看護師が声をかけると、Bさんは「行かなくてもいいよ」と冗談まじりに照れ笑い。ご主人が「お気に入りの服を着て楽しみに待っていたくせに」と笑います。

出発前、看護師がBさんの体調のチェックと、酸素ボンベの残量を確認します。酸素吸入をしながらの移動なので目を離すことができませんが、Bさんの隣には看護師が座り、常に呼吸の状態を観察しています。

また、容態が急変したときは、療養通所介護事業所の管理者と職員、主治医に速やかに連絡がとれる緊急連絡網を準備。主治医の指示のもとで対応できるようになっています。Bさんもリラックスし、車中では看護師と会話がはずみます。



*肺梗塞

血栓(けっせん)と呼ばれる血液のかたまりや脂肪のかたまりなどが肺の動脈に詰まるのが肺塞栓症(はいそくせんしょう)。この肺塞栓症によって肺動脈の血流が途絶え、その先の肺組織が壊死する(死んでしまうこと)のが肺梗塞。

*酸素療法(在宅酸素療法)

呼吸器の機能が低下して酸素をとり込めないため、自宅で長期にわたって酸素を吸入する治療法。酸素供給装置から酸素を送り込むため、カニューラと呼ばれる細いチューブを鼻に入れて酸素を吸入する。血液中の酸素不足を放置すると、呼吸困難がひどくなるだけでなく、ほかの臓器に負担がかかり、脳卒中や心筋梗塞を起こしあくなる。

▶ 体調や気分にあわせて1日のサービス内容を決める

療養通所介護事業所に到着すると、職員が「さて、今日1日どう過ごしましょうか？」とBさんに聞きます。「今日は調子がいいみたいなので、リハビリがしたい。そのあとに入浴したいわ」とBさん。このように1日に行うサービス内容は、Bさんの体調や気分にあわせて決めます。Bさんの場合、療養通所介護は8時間ですが、長時間だからこそできるサービス提供のしかたです。

療養通所介護を利用し始めた頃、Bさんは自分の部屋からトイレに行くまでの距離でも息苦しくなってしまい、途中で座り込んでしまう状態でした。そこで、この「トイレに行く」という動作をリハビリテーションにしました。

足を乗せる台がついていない車椅子に座り、足を使って車椅子で進む練習にしたのです。その間、Bさんの好きな歌を看護師が一緒に歌うことで、自然と鼻から空気を吸うことができます。



また、ビデオを見ながら呼吸体操をしたり、療養通所介護の職員やほかの利用者とおしゃべりすることで、酸素の吸い方が上手になるなど呼吸状態が改善するだけでなく、うつ病の改善にもなります。

こうしたBさんの状況は、隨時、Bさんの主治医に報告し、連携をとっています。



▶ 歩いて移動できるようになり、うつ病の症状も改善

Bさんの状態は、療養通所介護を利用する前と比べて格段によくなりました。利用を開始した頃は、送迎の車まで休み休み這うように移動していましたが、歩行器を使えば、立って歩くこともできるようになりました。

利用前は、自宅でトイレに行くだけでも顔色が青くなり、息苦しくなっていましたが、利用を継続するにつれて、目に見えて症状が改善していきました。

ご主人も「利用前と比べると、すいぶん動けるようになった」「悲観的なことを言わなくなった」「安心して外出できるのでありがたい」と喜んでいました。



ワンポイント アドバイス

週に1回でも楽しみをもちましょう。

医療ニーズが高い方は、動くこと自体がつらいので、家の中にひきこもりがちです。その結果、運動量が減り、ますます機能が低下するという悪循環におちいってしまいます。ぜひ週に1回でも療養通所介護を利用してほしいと思います。

運動量を増やすという目標ができるだけでなく、風景を見たり、ケアスタッフと会話をしたりすることが楽しみになり、自然と生きる活力へつながっていきます。

Bさんのケースから

皆さんに伝えたいこと

●時間かけて個別に対応することが問題解決につながる

呼吸器の障がいがあって酸素吸入をしていても、認知症やうつ病があったとしても、座っておしゃべりができると、他人からは何でもなく見えるものです。けれど、酸素供給器の管理や、認知症やうつ病の症状を受け入れながら介護する大変さは並大抵ではありません。

本人も、少し動いただけで苦しくなるため、しだいに行動範囲が狭まり、会話が減ることで、認知症やうつ病が進行しかねません。

介護する家族も大変ですが、本人もどうしてよいかわからないのです。そうしたさまざまなお題を解決できるように導くことができるのが療養通所介護です。自宅での様子がわかっている訪問看護ステーションの看護師と協働する療養通所介護だからこそ、時間をかけて個別に対応することができます。

●利用者の希望にあわせたサービス提供ができる

Bさんの希望にあわせたサービスを提供することによって、Bさんの意欲が引き出され、しだいに状態が改善していきました。少しでも状態がよくなれば、さらに意欲が湧き、さらに状態がよくなるという良好な循環が生まれた結果です。

また、Bさんの状態が改善することはもちろんですが、定期的に休息をとることが介護の軽減となり、ご主人の気持ちにゆとりができ、自宅での療養生活が長続きします。

Bさんのケアプランを立てるとき、主治医がケアマネジャーに療養通所介護を積極的に勧めてくれましたが、ひとりでも多くの方に療養通所介護のよさを理解していただき、利用してほしいと思います。

利用者のご家族からの声

- 50代の女性／要介護5
＊たけいどういしゅくじょう
- 多系統萎縮症の方のご主人
- 週1回、療養通所介護を利用

新しい場所に行くことをいやがる妻ですが、療養通所介護は顔なじみの訪問看護師がいるということで、安心して行っているようです。

これまでのデイケア（通所介護サービス）は、少し体調が変わると、すぐに連絡がきました。仕事中も気が抜けず、妻がデイケアに行っている間も安心できませんでした。その点、療養通所介護は安心してまかせることができます。

- 57歳の男性／要介護5
＊せきずいしょうのうへいぜいじょう
- 脊髄小脳変性症の方の妻
- 週3回、療養通所介護を利用

夫は入院前からデイサービスを利用していましたが、入院前より状態が悪くなつたことや、胃ろうをつけたことから利用を断られてしまいました。わずか10分でも外出することができず、夫につきっきりで心身ともに限界でした。

訪問介護のヘルパーさんには、胃ろうのケアや痰の吸引は頼めないので、私がやらなくてはなりませんでした。療養通所介護では、朝から夕方まで看護師さんにケアしていただけるので安心です。

夫は体が重く、また、胃ろうを気にしながら家でお風呂に入れるのは大変でしたが、療養通所介護でお風呂に入ってくれるので、家でお風呂に入れなくてもよくなりました。

夫婦二人で毎日家にこもつていたら、私の心身がもたなかつたと思います。私も持病のため治療が必要でしたが、夫が療養通所介護を利用するようになって、遠慮なく病院に通院することができ助かりました。

- 70代の男性／要介護4
＊せきずいしょうのうへいぜいじょう
- 脊髄小脳変性症の方の妻
- 週2回、療養通所介護を利用

夫が思うように体を動かせなくなつてから、私の唯一の楽しみだった生きがいデイサービスに通えなくなつてしましました。でも、療養通所介護に行っている間、生きがいデイサービスに行けるようになりました。生きがいデイサービスは、私にとっては最も楽しい時間で、まさに私の“生きがい”です。

週1回ですが、外出の予定が立てられるようになりました。孫のところへ遊びに行ったり、洋服を見に行ったりする余裕ができました。

*66歳の男性
進行性核上麻痺の方の妻
週1回、療養通所介護を利用

日頃は夫の急変が恐く、気が休まるときがあります。買い物に行くときは20分くらいで帰るようにしていました。でも療養通所介護の日は、気にせずに外出できるようになりました。

●70代の男性／要介護5

●難病の方の娘さん ●週1回、療養通所介護を利用

バイタルチェックを 통하여いただくので、昼間の健康状態と家での状態とを比較でき、異常がある場合に早期治療ができるので安心です。一時期、不安定な状態でしたが、療養通所介護と訪問看護の連携で回復し安定しました。

医療的ケアが必要とはいって、四六時中、在宅介護で見守るのはとても無理です。目が離せないことが多々ありましたが、療養通所を利用できるようになり、本人にとっても大変助かります。

身体の自由がなくなり、楽しみだったデイサービスに通えなくなるのは、大変淋しいことで、生きがいもなくしてしまいます。療養通所介護は、救いだと思います。身体が不自由でも、心は健常者と変わりないからです。

●80代の男性／要介護5

●脊椎ガンの方の妻 ●週3回、療養通所介護を利用

脊椎ガンで下半身マヒとなった夫は、療養通所介護で心のケアとリハビリをずっと続けていただいております。マヒはとれないといわれていましたが、短時間であれば車イスに座ることができるようになりました。

家では会話は少ないけれど、療養通所介護の日は、その日の出来事を話してくれます。このサービスがないと、疲労のピークに達したと思いますが、老老介護でもがんばれます。

*多系統萎縮症

運動失調、ふるえなどのパーキンソン病様の症状、起立性低血圧などの自律神経症状のいずれかを主症状とする神経変性疾患

*脊髄小脳変性症

歩行障害などの運動失調を主症状とする神経変性疾患

*進行性核上麻痺

運動失調、動作緩慢（動作が遅い）、上半身を反らせる異常な姿勢をとるなどを主症状とする神経変性疾患

療養通所介護事業所のリスト

| 都道府県 | 市町村 | 名称 | TEL | FAX |
|---------|-------|--------------------------|--------------|--------------|
| 1 北海道 | 苫小牧市 | 療養通所介護センターしらかば | 0144-67-3681 | 0144-67-3685 |
| 2 北海道 | 札幌市 | 来夢ライン療養通所介護事業所 | 011-776-3555 | 011-776-3072 |
| 3 北海道 | 札幌市 | 療養通所介護事業所ゆう | 011-780-3070 | 011-780-3071 |
| 4 岩手県 | 花巻市 | 療養通所介護事業所「かえん」 | 0198-22-6466 | 0198-24-8163 |
| 5 秋田県 | 能代市 | 指定療養通所介護元気塾 | 0185-71-1127 | 0185-73-3005 |
| 6 秋田県 | 秋田市 | 療養通所介護フォーチュン | 018-868-5718 | 018-868-5531 |
| 7 山形県 | 鶴岡市 | 療養通所介護ゆい | 0235-24-5542 | 0235-24-5629 |
| 8 栃木県 | 宇都宮市 | 療養通所介護センターほし | 028-623-0337 | 028-622-2598 |
| 9 群馬県 | 伊勢崎市 | 療養通所介護センターきらくな家 | 0270-62-9025 | 0270-62-9644 |
| 10 埼玉県 | さいたま市 | 療養通所介護 えがお | 048-682-6810 | 048-682-6811 |
| 11 埼玉県 | 鳩ヶ谷市 | 社団法人埼玉県看護協会療養通所介護事業所鳩ヶ谷 | 048-281-7102 | 048-281-7321 |
| 12 埼玉県 | 比企郡 | 彩西療養通所介護 鳩山 | 049-296-5605 | 049-296-5606 |
| 13 埼玉県 | 比企郡 | 彩西療養通所介護 亀井 | 049-296-5605 | 049-296-5606 |
| 14 千葉県 | 南房総市 | 庄左工門デイセンター | 0470-44-5303 | 0470-44-5302 |
| 15 東京都 | 墨田区 | 療養通所介護事業所 バリアン | 03-5669-8302 | 03-5669-8310 |
| 16 東京都 | 羽村市 | 療養通所介護事業所ファミール | 042-578-2211 | 042-578-2211 |
| 17 東京都 | 練馬区 | 療養通所介護事業所あおぞら | 03-5905-5537 | 03-5905-5562 |
| 18 神奈川県 | 横浜市 | 横浜さくらんぼ療養通所介護 | 045-681-5388 | 045-681-4088 |
| 19 神奈川県 | 横浜市 | 青葉区メディカルセンター 通所事業所 | 045-910-0026 | 045-910-0027 |
| 20 神奈川県 | 横浜市 | ウェルケア療養通所介護Sun | 045-534-0155 | 045-534-0156 |
| 21 神奈川県 | 横浜市 | 済生会南部療養通所介護事業所 | 045-833-0055 | 045-833-0088 |
| 22 神奈川県 | 横浜市 | 療養通所 あつたか | 045-836-1033 | 045-835-5663 |
| 23 神奈川県 | 小田原市 | アコモケアサービス在宅支援センター 療養通所介護 | 0465-43-6133 | 0465-43-6131 |
| 24 新潟県 | 南魚沼市 | 療養通所さくら | 025-776-3668 | 025-776-3755 |
| 25 富山県 | 富山市 | くまの光風苑 | 076-407-0780 | 076-407-0654 |
| 26 石川県 | 金沢市 | 南ヶ丘病院療養通所介護 | 076-298-3366 | 076-298-9276 |
| 27 石川県 | 金沢市 | 療養通所介護れんげそう | 076-241-8357 | 076-241-8359 |
| 28 石川県 | 小松市 | 療養通所介護ほのぼのROOM | 0761-47-4476 | 0761-47-8101 |
| 29 岐阜県 | 揖斐郡 | 療養通所介護サンビレッジ新生苑 | 0585-45-5545 | 0585-45-7131 |
| 30 静岡県 | 浜松市 | 聖隸ナースデイサービスセンター優 | 053-475-5580 | 053-474-0033 |
| 31 静岡県 | 富士宮市 | 東静療養通所介護事業所 | 0544-23-1801 | 0544-28-0654 |
| 32 静岡県 | 袋井市 | 療養通所介護ぬくもり | 0538-44-8508 | 0538-44-8788 |
| 33 愛知県 | 刈谷市 | 刈谷療養通所介護事業所 | 0566-25-2805 | 0566-25-8358 |

平成22年3月31日現在、独立行政法人福祉医療機構のホームページ「介護事業者情報」に掲載されている事業所は以下のとおりです。今後、新たに開設される事業所の情報は、お住まいの都道府県庁の介護保険担当課にお問い合わせください。

| 都道府県 | 市町村 | 名称 | TEL | FAX |
|---------|------|--------------------------|--------------|--------------|
| 34 三重県 | 津市 | 療養通所介護 なでしこ津 | 059-254-6161 | 059-256-7633 |
| 35 滋賀県 | 草津市 | 滋賀県済生会訪問看護ステーションサテライト草津 | 077-516-0385 | 077-516-0386 |
| 36 滋賀県 | 大津市 | 有限会社ケアサポートトリプ | 077-573-9508 | 077-573-2992 |
| 37 滋賀県 | 東近江市 | 社団法人滋賀県看護協会療養通所介護事業所 | 0748-23-8654 | 0748-23-9077 |
| 38 京都府 | 京都市 | 医療法人社団高安医院療養通所介護たかやす | 075-934-5933 | 075-933-1897 |
| 39 大阪府 | 堺市 | ペガサス療養通所介護 | 072-264-3662 | 072-264-3662 |
| 40 大阪府 | 泉北郡 | 療養通所介護アネトス | 0725-32-2884 | 0725-32-2885 |
| 41 大阪府 | 大阪市 | 療養通所介護うりづんの郷 | 06-6652-0289 | 06-6652-0287 |
| 42 兵庫県 | 姫路市 | あおぞら療養通所センター | 079-285-4700 | 079-285-4715 |
| 43 兵庫県 | 伊丹市 | 伊丹市訪問看護療養通所介護事業所 | 072-784-1295 | 072-784-9995 |
| 44 兵庫県 | 神戸市 | 在宅緩和ケアセンター デイほすびす | 078-731-0055 | 078-731-0885 |
| 45 兵庫県 | 加古川市 | 療養通所介護さくらんぼ | 079-432-2051 | 079-432-2006 |
| 46 兵庫県 | 加古郡 | 療養通所介護事業所ひだまり畠 | 0794-92-7121 | 0794-92-7102 |
| 47 兵庫県 | 高砂市 | 療養通所介護まごころ | 079-444-4535 | 079-444-4555 |
| 48 兵庫県 | 西脇市 | めぐみナーシングケアセンター | 0795-24-5866 | 0795-24-5867 |
| 49 岡山県 | 岡山市 | 岡山デイナーシング看護協会 | 086-901-1373 | 086-901-1377 |
| 50 広島県 | 広島市 | 広島県看護協会療養通所介護事業所「こい」 | 082-527-0570 | 082-527-0571 |
| 51 広島県 | 吳市 | 広島県看護協会療養通所介護事業所「そよかぜ」 | 0823-70-0160 | 0823-76-5162 |
| 52 広島県 | 広島市 | 療養通所介護事業所ラビス | 082-220-0749 | 082-220-0082 |
| 53 山口県 | 岩国市 | いしいケア・クリニック療養通所介護 | 0827-29-0114 | 0827-29-0707 |
| 54 徳島県 | 阿南市 | 徳島県看護協会療養通所介護事業所あなん | 0884-21-2230 | 0884-21-2231 |
| 55 徳島県 | 海部郡 | 療養通所介護おおざと | 0884-73-1376 | 0884-73-1376 |
| 56 香川県 | 高松市 | 社団法人香川県看護協会療養通所センター たかまつ | 087-814-9975 | 087-813-9985 |
| 57 愛媛県 | 松山市 | なでしこハウス | 089-952-2745 | 089-951-1793 |
| 58 愛媛県 | 宇和島市 | 療養通所介護 さくらまち | 0895-24-3987 | 0859-23-5322 |
| 59 愛媛県 | 松山市 | 療養通所介護事業所ひなたぼっこ | 089-993-6771 | 089-993-6772 |
| 60 福岡県 | 行橋市 | ひと息の村療養通所サービス | 0930-22-0234 | 0930-22-6696 |
| 61 佐賀県 | 佐賀市 | 佐賀県看護協会 療養通所介護事業所 | 0952-23-7633 | 0952-29-7680 |
| 62 長崎県 | 長崎市 | 長崎市医師会保健福祉センター 療養通所介護事業所 | 095-818-6686 | 095-818-5626 |
| 63 鹿児島県 | 鹿児島市 | レスパイトステーションひだまり | 099-201-4838 | 099-201-4839 |
| 64 鹿児島県 | 出水市 | レストケア出水在宅医療センター | 0996-63-1100 | 0996-63-2345 |
| 65 沖縄県 | 豊見城市 | 医療法人友愛会 療養通所介護友愛園 | 098-856-4707 | 098-850-8024 |

※財団法人 日本訪問看護振興財団が独立行政法人福祉医療機構ホームページ掲載の介護事業者情報より作成

●発行●

財団法人 日本訪問看護振興財団

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会ビル 5F

TEL 03-5778-7001 FAX 03-5778-7009

URL:<http://www.jvnf.or.jp/>

●制作●

健康と良い友だち社

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-4

TEL 03-5765-4891 FAX 03-5765-4892

URL:<http://www.k-yoitomo.co.jp/>

2010年5月8日発行

デザイン●株式会社 禅

イラスト●高野真由美

この冊子は、平成 21 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）
「療養通所介護における医療連携の在り方に関する実践検証事業」により作成しました。

本誌の記事およびイラストの無断転載を禁じます。